

国水調第 29 号
国水流第 7 号
平成 24 年 3 月 30 日

北海道開発局建設部長 殿
各地方整備局河川部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局水政課長

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長

「ヒートポンプを用いた河川水熱利用のための水利使用の取扱いについて」の一部改正について

ヒートポンプを用いた河川水を熱源とする地域冷暖房等については、「ヒートポンプを用いた河川水熱利用のための水利使用の取扱いについて」（平成 9 年 3 月 31 日建設省河調発第 8 号・建設省河環発第 22 号・建設省河源発第 5 号水政課長・河川環境課長・開発課長）により、定型的な審査方法等を定めることにより手続の簡素化を図ってきたところである。

今般、「規制・制度改革に係る方針」（平成 23 年 4 月 8 日閣議決定）を踏まえ、下記のとおり同通知の一部を改正することとしたので、今後の運用に当たっては遺憾のないようにされたい。

記

「ヒートポンプを用いた河川水熱利用のための水利使用の取扱いについて」（平成 9 年 3 月 31 日建設省河調発第 8 号・建設省河環発第 22 号・建設省河源発第 5 号水政課長・河川環境課長・開発課長）を次のとおり改正する。

記 1（1）②中「第 11 条第 1 項第 3 号に掲げる都市施設」を「第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設」に改め、④中「技術開発の促進を目的としたものであり、かつ、その観点から」を削る。

④を⑤とし、③を④とし、②の次に次のように加える。

③ 当該水利使用に係る事業が、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第19条の2に基づく整備計画その他の法令に基づく計画に位置付けられていること
同（1）なお書中「④」を「⑤」に改める。

同（3）中「建設省河川局」を「国土交通省水管理・国土保全局」に、「開発課水源地対策室」を「河川環境課流水管理室」に改める。

国水調第30号
国水流第8号
平成24年3月30日

各都道府県土木担当部長 殿
各政令指定市土木担当局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局水政課長

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長

「ヒートポンプを用いた河川水熱利用のための水利使用の取扱いに
ついて」の一部改正について

標記について、別紙のとおり、北海道開発局建設部長、各地方整備局河川部長及び沖縄総合事務局開発建設部長へ通知したので、参考までに通知します。